

平成26年度 いっしょに子育てを楽しもう!

「コロボックルの会」・「先輩ママの会」 会員募集

子育て学級「コロボックルの会」

一年を通して、親子で四季の行事やふれあい遊びを体験したり、育児の喜びや悩みを共有しながら、子育てのスキルを楽しく学びます。

活動を通じて、親子ともども素敵な仲間作りをしてみませんか。

活動期間 平成26年4月～平成27年2月
(月2～3回程度)

対象 1歳6ヵ月～就園前の子どもとその保護者
(祖父母世代で、孫育てをされている人も大歓迎です)
※年齢順に、火・木・金曜日の活動曜日
毎にグループ分けをします。

活動場所 主に、いきがい創造センター子育てルーム

活動時間 10:00～11:30

定員 40組
※コロボックルの会に初めて参加される人を優先します。

申込 2月24日(月)から先着順
(定員になり次第締め切ります)



「先輩ママの会」

子育て支援センターの事業開催に伴う準備や託児を応援していただける子育て支援ボランティア、通称「先輩ママの会」の会員を募集します。
資格、年齢は問いません。子どもと遊ぶことが好きな人は大歓迎です。都合の良い日のみ参加していただけますので、ご応募をお待ちしています。

活動期間 平成26年4月～平成27年3月
(月1～2回程度)

活動場所 いきがい創造センター
(子育てルーム・多目的ホール等)

活動時間 概ね9:30～11:30

申込 2月24日(月)～28日(金)

申込・問合せ先 子育て支援センター
☎492-9090



ポールウォーキング教室

参加者募集

開催日 2月22日、3月1日、8日
(いずれも土曜日)

9:00～11:00

集合場所 加古大池管理棟前

当日の服装等 運動ができる服装と靴で参加してください。※ポールは用意します。

募集人数 先着30人

申込方法 いなみ野体育センター窓口、または電話で申し込んでください。

問合せ先 スポーツ推進委員会事務局
(いなみ野体育センター内)

☎492-1479



稲美町イメージキャラクター「いなっち」

環境基本計画推進委員を募集

ごみ減量や環境に関する調査・研究など、町の環境保全に協力していただける人を募集します。

◆**募集人員**
若干名(多数の場合は選考)

◆**任期**
平成26年4月1日～平成28年3月31日
(2年間)

◆**活動内容(例)**
・生ごみの減量や堆肥化の研究と普及
・環境学習や環境啓発イベントの企画
・先進地を視察し新規施策を提案

◆**応募資格**
町の環境保全に意欲と関心がある人

◆**応募方法**
生活環境課に備え付けの申込書に必要事項を記入のうえ、申し込んでください。

◆**受付期限**
2月21日(金)

◆**問合せ先**
生活環境課 ☎492-9140



加古川税務署からのお知らせ

申告会場に行かずに「確定申告書」が作成できます!!

国税庁ホームページをクリックの上、「確定申告書等作成コーナー」で申告書を作成し、申告書等のデータを印刷して、添付書類と一緒に税務署に郵送するだけです!

【確定申告書等の送付先】

〒675-8567 加古川市加古川町木村字木寺5-2
加古川税務署 ☎421-2951(代表)



混雑した申告会場に行かずに済むなんて、これは便利だわ!

確定申告 検索 クリック

ご自宅等で作成できない場合には、こちらの会場をご利用ください

【確定申告会場】

加古川税務署の確定申告会場は、

ニッケパークタウン本館(センタープラザ)です。

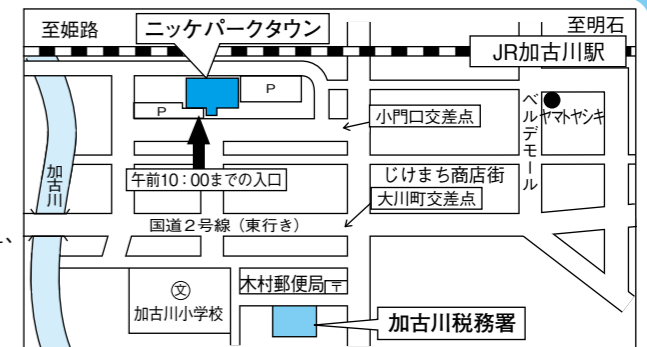
●申告書は、ご自分でパソコンに入力のうえ、作成していただけます。
なお、職員等が入力等の補助を行います。

【開設期間】 2月4日(火)～3月17日(月)

※通常、土・日・祝日は開設していません。ただし、2月23日(日)及び3月2日(日)の2日間に限り開設します。

【開設時間】 9:00～17:00

※混雑の状況により、早めに受付を終了させていただく場合があります。
※当申告会場では納税はできません(お近くの金融機関等をご利用ください)。
※駐車料金は、2時間まで無料。それ以降は30分ごとに100円が必要です。



開設期間前及び開設期間中は、加古川税務署には確定申告会場を設けていません。作成済みの申告書等の受付・納税・納税証明書の発行及び用紙の交付のみを行います。
確定申告会場は大変混雑します。できるだけご自宅で確定申告書等を作成のうえ、郵送等でご提出ください。

確定申告は、さらに便利で使いやすくなったe-taxで!

自宅から国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用して、e-Taxで送信することができます。

○添付書類の提出を省略

所得税及び復興特別所得税の確定申告をe-Taxで行う場合、医療費の領収書や源泉徴収票等は、その記載内容を入力して送信することにより、提出または提示を省略することができます(法定申告期限から5年間、書類の提出または提示を求められることがあります)。

○還付金がスピーディ

e-Taxで申告された還付申告は早期処理しています(3週間程度に短縮)。

※e-Taxの利用に際しては、開始届出書の提出、電子証明書の取得(手数料が必要です)、ICカードリーダーライタの購入などの事前準備が必要です。詳しくはe-Taxホームページをご覧ください。

e-Taxホームページアドレス【<http://www.e-tax.nta.go.jp>】

記帳・帳簿等保存制度について

平成26年1月から、個人で事業や不動産貸付等を行うすべての方は、記帳と帳簿等の保存が必要になりました。詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

国税庁ホームページアドレス【www.nta.go.jp】

●問合せ先 加古川税務署個人課税部門 ☎421-2951(代表)

